



つくばみらい市公告第 **189** 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により、農業経営基盤強化基本構想の一部を改正したので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年 **9** 月 **11** 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



# つくばみらい市農業基本構想

## 農業経営基盤の強化の促進に関する

### 基本的な構想

令和 5 年 9 月

つくばみらい市

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの農業経営の指標	
1	効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
2	青年等が目標とすべき農業経営の指標	
第3	第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	18
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	18
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2	農用地の利用関係の改善 効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	19
1	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1項に掲げる事業に関する事項	20
2	利用権設定等促進事業に関する事項	
3	農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項	27
4	農用地利用改善計画事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	26
5	農業協同組合が行う農作業の受託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	30
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	31
第6	その他	32

別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤強化法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・旧基盤強化法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年又は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが適当でない認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事業者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう に定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日まで に当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の講座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外の もので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に 係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により 利用権設定（又は移転） を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のい かんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により 利用権の設定（又は移転） を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づきつくばみらい市が認</p>

			定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。
--	--	--	----------------------------------

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施</p>	Iの③に同じ、この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

	者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。		
--	--------------------------------------	--	--

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>


## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 つくばみらい市は、茨城県の南部、都心から40km圏に位置しており、温和な気候と広大な平地の農地に恵まれ、農業は古くから地域の基幹産業として、米・麦・野菜を主体とした営農が展開されている。

しかし、近年、全国的な米消費量の減少や産地間競争の激化、更には、消費者ニーズの変化や流通形態の多様化などの社会経済情勢の変化に加え、輸入農産物の増大などによる価格の低迷や「食」の安全・安心に対する関心の高まりなど課題が顕在化している。

そのような中、つくばみらい市は平成17年のつくばエクスプレス開通に伴い、みらい平駅周辺が開発され、一大消費地となっており、市内で産地と消費地が共存している状況となっている。

そのため、つくばみらい市産の良品質な農産物を市外のみならず販路を見出すのではなく、民間企業等を連携し、内側に向けて農産物の良さを発信していくことにより、シビックプライドの醸成を図り、地産地消を推進していく。さらに、品質以外でも付加価値の創出を行うことにより、販路先の確保を行い農業経営の確立を図る。

2 つくばみらい市の農業構造は、みらい平駅を中心に宅地化や都市部からの人口流入による他産業への労働力流出により、農業従事者の高齢化が一層進行し、それに伴い農家戸数が減少し、深刻な後継者不足となっている。

(1) 農業従事者の高齢化や後継者の減少に伴って耕作放棄地が増加し、後継者確保と併せて今後の課題となりつつあることから、今後の農業を取巻く状況は、ますます厳しくなると予想される。このような状況を踏まえ、農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農地等を明確にした「地域計画」(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)(以下、「法」という。))第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)を策定し、本市農業の中心を担う中心的経営体の育成や将来の農業を担う人材として新規就農者の確保とともに、営農組織を育成し、多様な担い手への農地を集積・集約することで農地等の資源の有効活用をし、農業生産の維持・拡大を図る必要がある。地域計画の策定に当たっては、耕作者等にアンケートを実施し、アンケートに基づいて地域の現況を地図上で見える化したものを活用して、将来の地域農業のあり方を地域の徹底した話し合いで決定することで、地域計画の実効性を高める取り組みを進める。

(2) 農業の活力を維持し、今後ともつくばみらい市の基幹産業として振興していくためには、農業が魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現のための施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。このため、つくばみらい市は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、民間企業等と積極的に連携を図り、IT・ICT等を活用した農業経営を推進していくことにより、作業効率の向上及び安定した生産性に繋げ、個々の農業者が収益性の高い経営を展開し、また、得られた利益を事業の多角化に利用するなどの新しい試みに投資してさらなる経営改善を図る等の好循環を生み出していくため、効率的かつ安定的な



農業経営について、目指すべき目標を明らかにし、その目標に向けて経営改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に実施する。

- 3 つくばみらい市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的には、地域の他産業従事者と同水準の労働時間と生涯所得を確保することができる農業経営の目標を次のとおりとし、このような農業経営を行う経営体が、地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間
年間農業所得	主たる従事者1人当たり	580万円

- 4 つくばみらい市の令和4年の新規就農者は1人であり、当市の農業振興を図る上で、その確保・育成はより一層重要な課題である。

そこで、民間企業等と連携し就農から独立までのきめ細かい支援体制を構築することにより、より多くの新規就農者の確保を目指すこととする。

また、新たに農業を営もうとする青年等が経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標水準は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、次のとおりとする。

年間総労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間
年間農業所得		250万円

- 5 つくばみらい市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の規模拡大等の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

- (1) 茨城みなみ農業協同組合、つくばみらい市農業委員会及び地域農業改良普及センター等(以下「関係機関」という。)が十分なる相互の連携を図り、地域計画に基づき、収集した農地や担い手の情報を共有し、地域の合意の下、対象となる担い手を明確にして、関係機関が一体となって農地中間管理事業などを活用し農地の集積・集約化を計画的、効率的に推進する。また、農業経営の規模拡大を図るため、土地利用型農業に意欲的な農業経営体に対し、関係機関等と連携しながら、集落を中心とした土地利用調整に基づき、農地中間管理事業、

利用権設定又は農作業受託を促進し、実質的な経営規模の拡大と併せて農用地の集団的利用の促進を図る。

(2) 地域計画に基づき、耕作者が不在となる可能性が高い地域においては、規模拡大を目指す農業経営体や異業種企業等を対象に、農地のマッチングを集中的に進める。さらに、高齢化や後継者不足により、農業を維持していくのが困難な農業者と地域の担い手として大規模に営農している法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）や集落営農組織・法人を適切に結びつけて農地中間管理事業を柱に、農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用により、増加傾向にある耕作放棄地を解消する。

(3) 市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や地域計画の地域の話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

(4) 農業経営改善計画認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農用地集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、つくばみらい市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。また、新たな農業経営を営もうとする青年等に対しては、早期の経営安定に向けたメリット措置が集中的に講じられるよう青年等就農計画認定制度の普及を図る。

6 つくばみらい市は、経営規模拡大のため施設の整備や機械の導入等を行う場合は、補助事業等の助成事業の積極的検討と、国等による制度資金の活用等により経営の改善とロボット技術・ICT技術等を活用したスマート農業の導入を促進し、経営基盤の確立を支援する。

また、生産組織等については個別経営体の補完、農業生産法人への経営発展の母体として重要な位置づけを持っており、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、関係機関等の協力の下、法人化により経営継承される持続的な経営への誘導を図る。

さらに、大規模経営や経営の多角化を目指す担い手に対しては、1次、2次、3次産業との融合を図る6次産業化を推進し、独自の経営戦略に基づき企業的な経営を展開するビジネス経営体への発展を積極的に推進する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果を点検し新たな計画の作成指導を重点的に行うとともに、認定新規就農者については、青年等就農計画の期間満了後も継続的に自らの経営の改善に取り組むよう経営改善計画の作成を促していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの農業経営の指標

1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、つくばみらい市で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

農業経営の基本的指標（水稲＋飼料用米）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
水稲 ＋ 飼料用米	<p>〈経営面積〉 水田＝3,000 a</p> <p>（うち借入地 2,900 a）</p> <p>〈作付面積〉 水稲（主食用米） ＝1,800 a</p> <p>水稲（飼料用米） ＝1,200 a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人</p> <p>補助的従事者 1人</p> <p>臨時雇用 0.5人</p>	<p>〈経営の特徴〉 農地の集積による 大規模普通作経営</p> <p>〈主な資本装備〉 トラクター（70PS） 1台 トラクター（50PS） 1台 田植機（乗用6条） 1台 コンバイン （自脱型、5条） 1台 乾燥機（50石） 3基 フォークリフト 1台 トラック2t 1台 軽トラック 1台</p> <p>〈土地利用、技術等〉 農地中間管理事業による 農地集積を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業分散を考慮した品種別作付け計画を作成する。</li> <li>・計画的な農機具、施設整備を行う。</li> <li>・さらなる規模拡大に向けて法人化を進め、経営基盤の強化を図る。</li> </ul>	<p>臨時雇用労働力を確保するとともに、雇用条件を整備し、常時雇用導入を図る。</p>

農業経営の基本的指標（水稻+小麦+大豆+作業受託）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
水稻 + 小麦 + 大豆 + 作業受託	〈経営面積〉 水田 = 2, 000 a (うち借入地 1, 900 a) 〈作付面積〉 水稻 = 1, 200 a 小麦 = 800 a 大豆 = 800 a 作業受託 = 1, 000 a (3作業以上・販売名義・処分権有) 〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人	〈経営の特徴〉 農地の集積及び麦、大豆を取り入れた大規模普通作経営 〈主な資本装備〉 トラクター (70PS) 1台 トラクター (50PS) 1台 田植機 (乗用6条) 1台 コンバイン (自脱型、6条) 1台 乾燥機 (50石) 2基 フォークリフト 1台 トラック 2t 1台 〈土地利用、技術等〉 農地中間管理事業による農地集積を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業分散を考慮した品種別作付け計画を作成する。</li> <li>・ 計画的な農機具、施設の整備を行う。</li> <li>・ 麦、大豆を取り入れることにより年間労働力の平準化を図るとともに、農機具、施設の利向上を図る。</li> </ul>	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。

農業経営の基本的指標（イチゴ）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 (イチゴ)	〈経営面積〉 施設＝ 30 a  〈作付面積〉 イチゴ＝ 30 a  〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0.5人	〈経営の特徴〉 イチゴの専作経営  〈主な資本装備〉 パイプハウス・付帯施設 ウォーターカーテン一式 育苗ハウス 1棟 環境測定装置 1台 夜冷施設 トラクター（30P S） 1台 動力噴霧器 1台 作業舎 1棟  〈土地利用、技術等〉 イチゴ栽培に適した水質であるかを確認する。	環境測定機器の導入により、増収を図る。	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。

農業経営の基本的指標（トマト）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 (トマト)	<p>〈経営面積〉 施設＝ 40 a</p> <p>〈作付面積〉 トマト＝ 40 a</p> <p>〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 1人</p>	<p>〈経営の特徴〉 長期どりトマトの専作経営</p> <p>〈主な資本装備〉 鉄骨ハウス 環境測定装置 1台 炭酸ガス発生装置 2台 暖房設備 1台 灌水設備 1台 トラクター（30P S） 1台 動力噴霧器 1台 フォークリフト 1台 作業舎 1棟</p> <p>〈土地利用、技術等〉 地下水位の高い場所での栽培は避ける</p>	<p>環境測定機器の導入により、増収を図る。</p>	

農業経営の基本的指標（カンショ）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
露地野菜 （カンショ）	〈経営面積〉 普通畑＝500a  〈作付面積〉 カンショ ↓ ＝500a （うち貯蔵 400a）  〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人 臨時雇用 0、5人	〈経営の特徴〉 長期出荷を取り入れた カンショの専作経営  〈主な資本装備〉 育苗ハウス 150坪 トラクター（50P S） 1台 マルチャー 1台 収穫機 1台 カンショ洗浄機 1台 フォークリフト 1台 作業舎 1棟  〈土地利用、技術等〉 前作が野菜などの肥沃 地での栽培を避ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周年、計画出荷を                          図る。</li> <li>・貯蔵カンショの導                          入により、単価向                          上を図る。</li> <li>・施設費用を抑える                          ため、貯蔵は外部                          委託。</li> </ul>	雇用条件を整 備し、臨時雇 用労働力を確 保する。

農業経営の基本的指標（ネギ+レタス+ハクサイ）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
露地野菜 (ネギ + レタス + ハクサイ)	〈経営面積〉 普通畑=190a 〈作付面積〉 夏ネギ=70a 春レタス=60a 秋レタス=60a ハクサイ=60a 〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人	〈経営の特徴〉 レタスとネギ、ハクサイの組み合わせによる 露地野菜経営 〈主な資本装備〉 育苗ハウス 1棟 トラクター(50PS) 1台 移植機 1台 全自動収穫機 1台 マルチャー 1台 ブームスプレイヤー 1台 ネギ皮剥き機 1台 レタス包装機 1台 フォークリフト 1台 トラック2t 1台 〈土地利用、技術等〉 排水対策を行う	機械化体系を取る	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。



農業経営の基本的指標（ブドウ）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
果樹 （ブドウ）	〈経営面積〉 施設＝80a  〈作付面積〉 無加温ハウス ＝30a 雨よけ＝50a  〈農業労働力〉 基幹的従事者 1人 補助的従事者 1人	〈経営の特徴〉 直売主体のブドウ専作 経営  〈主な資本装備〉 無加温ハウス 30a 簡易被覆ハウス 50a 果樹棚 80a トラクター（30P S） 1台 スピードスプレヤー 1台 常用型草刈機 1台 運搬車 1台 直販施設兼作業舎 1棟  〈土地利用、技術等〉 欧州系品種を中心に短 梢剪定平行整枝による 種なし栽培を導入す る。	巨峰、欧州系品種を 組み合わせるなど消 費者ニーズに対応し た品種を選定する	雇用条件を整 備し、臨時雇 用労働力を確 保する。

〔集落営農〕

農業経営の基本的指標（普通作）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
普通作	<p>〈経営面積〉</p> <p>水田 = 6, 000 a</p> <p>〈作付面積等〉</p> <p>水稻（主食用米） = 3, 000 a</p> <p>水稻（飼料用米） = 1, 500 a</p> <p>小麦 = 1, 500 a</p> <p>大豆 = 1, 500 a</p> <p>作業受託</p> <p>水稻 = 1, 500 a</p> <p>（3作業以上・販売名義・処分県有）</p> <p>〈農業労働力〉</p> <p>基幹的従事者 3人</p> <p>補助的従事者 3人</p>	<p>〈経営の特徴〉</p> <p>おおむね1集落内の農家から農地管理、機械作業を委託された担い手農家3軒による集落営農経営</p> <p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター（70PS） 1台</p> <p>トラクター（50PS） 2台</p> <p>田植機（乗用6条） 2台</p> <p>コンバイン（自脱型、5条） 2台</p> <p>汎用コンバイン 1台</p> <p>常用管理機 1台</p> <p>乾燥機（50石） 5基</p> <p>乾燥機（30石） 2基</p> <p>フォークリフト 1台</p> <p>トラック2t 1台</p> <p>〈その他〉</p> <p>・ブロックローテーションにより、水稻、小麦、大豆を作付けする。</p> <p>・農地中間管理事業による農地集積を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業分散を考慮した品種別作付け計画を作成する。</li> <li>・計画的な農機具、施設の整備を行う。</li> <li>・構成員の役割分担の明確化により、効率的作業に努める。</li> <li>・組合の法人化を進め、経営基盤の強化を図る</li> </ul>	

## 2 青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の4に示したような新たに農業経営を営もうとする青年等の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に当市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、当市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
普通作	〈経営面積〉 水田 = 1,500 a a 〈作付面積〉 水稻（主食用米） = 900 a 水稻（飼料用米） = 600 a	〈経営の特徴〉 親族からの継承を前提とした普通作経営 〈主な資本整備〉 トラクター 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う。</li> <li>青色申告の実施</li> <li>財務分析による経営診断の実施</li> <li>資金繰り、返済計画の作成と実行</li> <li>労働力確保や農業環境の改善など労務管理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止</li> <li>農繁期においても週1日程度の休暇を取得</li> </ul>

(注) 農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 (いちご)	〈経営面積〉 施設 = 15 a 〈作付面積〉 いちご = 15 a	〈経営の特徴〉 イチゴ専作経営 〈主な資本整備〉 パイプハウス 15 a 育苗ハウス 1棟 ウォーターカーテン 一式 炭酸ガス発生装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う。</li> <li>青色申告の実施</li> <li>財務分析による経営診断の実施</li> <li>資金繰り、返済計画の作成と実行</li> <li>労働力確保や農業環境の改善など労務管理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止</li> <li>農繁期においても週1日程度の休暇を取得</li> </ul>

(注) 農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 (トマト)	<p>〈経営面積〉 施設= 20 a</p> <p>〈作付面積〉 トマト= 20 a</p>	<p>〈経営の特徴〉 トマト専作経営</p> <p>〈主な資本整備〉 パイプハウス 20 a 灌漑設備一式 暖房設備一式 トラクター 1台 動力噴霧器 1台</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う。</li> <li>青色申告の実施</li> <li>財務分析による経営診断の実施</li> <li>資金繰り、返済計画の作成と実行</li> <li>労働力確保や農業環境の改善など労務管理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止</li> <li>農繁期においても週1日程度の休暇を取得</li> </ul>

(注) 農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
露地野菜 (ネギ)	〈経営面積〉 普通畑 = 70 a  〈作付面積〉 ネギ = 70 a	〈経営の特徴〉 ネギ周年栽培  〈主な資本整備〉 育苗ハウス 1棟 トラクター 1台 ネギ移植機 1台 動力噴霧器 1台 ネギ皮剥き器 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う。</li> <li>青色申告の実施</li> <li>財務分析による経営診断の実施</li> <li>資金繰り、返済計画の作成と実行</li> <li>労働力確保や農業環境の改善など労務管理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止</li> <li>農繁期においても週1日程度の休暇を取得</li> </ul>

(注) 農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
果樹 (ぶどう)	〈経営面積〉 樹園地 = 50 a  〈作付面積〉 ぶどう = 50 a (雨よけ)	〈経営の特徴〉 欧州系品種を取り入れた直売主体の果樹経営  〈主な資本整備〉 簡易被覆ハウス (雨よけ) 50 a 直売施設兼作業所 1棟 スピードスプレー 1台 常用型草刈機 1台 運搬車 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う。</li> <li>青色申告の実施</li> <li>財務分析による経営診断の実施</li> <li>資金繰り、返済計画の作成と実行</li> <li>労働力確保や農業環境の改善など労務管理の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止</li> <li>農繁期においても週1日程度の休暇を取得</li> </ul>

(注) 農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

### 第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

効率的かつ総合的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受け入れ体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働者の活用システムを整備する。

加えてつくばみらい市の将来の農業を担う幅広い人材確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標	備 考
-------------------------------------	-----

66%	<p>1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の権限に基づく農地の利用面積及び基幹的農作業の受託面積のシェアの目標である。</p> <p>2. 目標年次は、概ね10年先</p>
-----	--

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の活用により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

## 2 農用地の利用関係の改善 効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

つくばみらい市においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあるため、農作業の効率化等を図るため、地域計画を活用し、農地の集約を推進していく必要がある。

### (2) 今後の農地利用等の見直し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地の利用集積・集約を推進するため、農地中間管理事業の更なる活用を図っていく。

### (3) 関係団体等との連携体制

つくばみらい市では、市関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係機関、関係各課、及び土地改良区等が連携して、農地中間管理事業を柱に農地利用集積等の推進を実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

つくばみらい市は、茨城県が策定した「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、つくばみらい市農業の地域特性を生かし、関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、地域計画を活用し、力強い農業構造を作るための活動を支援等するとともに、農地中間管理事業を柱として、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

つくばみらい市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業（改正前の農業経営基盤強化促進法（以下、「旧基盤強化法」という。）に規定する農用地について利用権の設定等を促進する事業）
- 2 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア つくばみらい市において、今後農業農村整備事業の実施が見込まれる場合は、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業の積極的な活用を図る。

イ つくばみらい市は、農用地利用改善団体に対し、特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

## 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 項に掲げる事業に関する事項

(1) 「協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である米の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、茨城県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中止となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業経済課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全を図る。

(2) つくばみらい市は地域計画の策定に当たって、茨城県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作



又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合、その者が利用権の設定を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農地面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

3 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業又は法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

4 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が旧基盤強化法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

イ つくばみらい市長への確約書の提出や協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見

込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定を受けることができるものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

① つくばみらい市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。最終改正令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下、「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② つくばみらい市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期期

① つくばみらい市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② つくばみらい市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① つくばみらい市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、つくばみらい市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② つくばみらい市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地域内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等、農用地利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申し出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① つくばみらい市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

(ア) つくばみらい市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、つくばみらい市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ つくばみらい市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
( (1) の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限  
る。 )

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び  
住所

④ ①に規定する者が設定 (又は移転) を受ける利用権の種類、内容 (土地の利用目的を含  
む。 )、始期 (又は移転の時期)、存続期間 (又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法  
(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする  
権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、  
利用権の条件その他利用権の設定 (又は移転) に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有者の移転の後における土地の利用目的、当該所有者の  
移転の時期、移転の対価 (現物出資に伴い付与される持分を含む。 ) 及びその支払い (持分  
の付与を含む。 ) の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が (1) の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適  
正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2及び農地法施行規則 (昭和  
27年農林水産省令第79号) 第60条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受け  
た農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借によ  
る権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない  
旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げ  
る事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

つくばみらい市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地  
ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有者、地上権、永小作権、質権、賃  
借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての  
同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権 (その存続期間が20年を超えないものに限  
る。 ) の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意について  
は、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものと

する。

(9) 公告

つくばみらい市は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項をつくばみらい市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

つくばみらい市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有者が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

つくばみらい市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① つくばみらい市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② つくばみらい市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ つくばみらい市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②の

ア及びイに係る賃借権又は使用賃借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分をつくばみらい市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ つくばみらい市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用賃借は解除されたものとみなす。

### 3 農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

(1) つくばみらい市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う茨城県農林振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) つくばみらい市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

### 4 農用地利用改善計画事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

つくばみらい市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的な条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書をつくばみらい市に提出して、農用地利用規程についてつくばみらい市の認定を受けることができる。

② つくばみらい市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ つくばみらい市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程をつくばみらい市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を所有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下（「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ つくばみらい市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

① つくばみらい市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② つくばみらい市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）の指導、助言を求めてきたときは、つくばみらい市担い手育成総合支援



協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

## 5 農業協同組合が行う農作業の受託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

### (1) 農作業の受委託の促進

つくばみらい市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託作業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農作業の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受委託金の情報提供や、農作業受委託を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

つくばみらい市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア つくばみらい市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ つくばみらい市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営

の育成に資するよう努める。

ウ つくばみらい市は、水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ つくばみらい市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ つくばみらい市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

つくばみらい市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を策定する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の効率的な実施に資することとなるよう、つくばみらい市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、つくばみらい市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧基盤強化法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧基盤強化法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年又は6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが適当でない認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事業者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう に定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日まで に当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の講座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日まで に当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合 その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づきつくばみらい市が認</p>

			定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。
--	--	--	----------------------------------

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施</p>	Iの③に同じ、この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

	者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。		
--	--------------------------------------	--	--

#### IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなかったときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

項目	内容	備考